平成２５年（フ）第２９２号
高知市長浜4443番地３
債務者　武田　逸男
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２９３号
高知市長浜4443番地３
債務者　武田眞知子
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第６６号
福岡県京都郡苅田町大字集2542番地　町営住宅400号
債務者　藤原　智惠（旧姓片山）
1　決定年月日時　平成25年11月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第３４７号
沖縄県那覇市松山２丁目29番２号　Ｇ１ビル２階グループホームノア気付、住民票上の住所沖縄県那覇市久米２丁目５番13号　丸喜アパート403
債務者　安里　進一
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１８号
北海道虻田郡洞爺湖町財田75番地29
債務者　汾陽　光照
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２５年（フ）第２１２号
群馬県高崎市吉井町馬庭392番地１　馬庭市営住宅１－２
債務者　町田　友美
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第２２５号
群馬県高崎市浜尻町52番地10
債務者　関川　善明
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１５０号
千葉県銚子市長山町2032番地
債務者　渡邊　　進
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第２５号
新潟県佐渡市相川下戸村101番地４、住民票上の住所千葉県鴨川市太海1939番地１
債務者　本間　　肇
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２５年（フ）第１７０号
静岡県富士市岩本2038番地の７　ボニータテラ101号
債務者　秋山　修平
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第５３号
福岡県大牟田市沖田町347番地15
債務者　二宮　章泰
1　決定年月日時　平成25年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第６８号
北海道砂川市西３条南12丁目１番５―16号
債務者　川越　　章
1　決定年月日時　平成25年11月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第２７３号
盛岡市神子田町８番26号　ロイヤルリバーＡ101号
債務者　工藤　光子
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２７６号
盛岡市下ノ橋町２番25号、旧住所岩手県北上市北鬼柳31地割77番地２　エミーハイツ102号
債務者　吉田　政孝
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２９５号
岩手県紫波郡紫波町平沢字松田52番地２　メゾンマキ202号、居所福島県双葉郡楢葉町大字井出字上ノ原２番地　前田・鴻池・大日本土木特定建設工事共同企業体楢葉町除染作業員宿舎Ｉ棟105号室
債務者　伊藤　義孝
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２９７号
盛岡市神明町６番６―915号
債務者　釣木澤裕幸
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３０５号
盛岡市厨川４丁目２番７―304号
債務者　斉藤　　学
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部